

平成31年大崎上島町議会（第1回）定例会会議録（第2号）

1 平成31年3月14日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	尾 尻 康 二	2番	越 田 賢 一
3番	閑 田 大 祐	4番	浜 田 明 利
5番	水 橋 直 行	6番	森 若 巖
7番	浜 田 幸 造	8番	前 田 太
9番	渡 辺 年 範	10番	道 林 清 隆
11番	上青木 至	12番	信 谷 俊 樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

11番	上青木 至	1番	尾 尻 康 二
-----	-------	----	---------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	菅 文 彦	書記	亀 井 成 美
--------	-------	----	---------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 田 幸 典	副 町 長	亀 山 英 治
教 育 長	出 口 一 伸	総務企画課長	望 月 邦 彦
住 民 課 長	石 本 五 十 鈴	会 計 課 長	森 下 哲 成
福 祉 課 長	池 田 真 二	保 健 衛 生 課 長	水 下 泉
地 域 経 営 課 長	森 下 隆 典	建 設 課 長	藤 原 通 伸
上 下 水 道 課 長	河 田 昭 司	教 育 課 長	石 田 修 次

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第 1 一般質問

第 2 議案第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第 3 議案第 3号 大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
について

第 4 議案第 4号 大崎上島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁
償に関する条例の一部を改正する条例について

- 第 5 議案第 5号 大崎上島町税条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 6号 大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 7号 大崎上島町放置自転車の発生の防止及び適正な処理に関する条例について
- 第 8 議案第 8号 大崎上島町産業振興施設の設置及び管理に関する条例について
- 第 9 議案第 31号 大崎上島三町新町建設計画の一部を変更することについて
- 第 10 議案第 32号 公の施設の指定管理者の指定について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開議

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、これより平成31年第1回大崎上島町議会定例会第2日目を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、お手元にお配りしたとおりの通告順に行います。

質問時間は1人1時間以内とし、関連質問は認めないこととなっております。

それでは、尾尻康二議員の発言を許します。

尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） おはようございます。

それでは、トップバッターできょうは一般質問を2問お願いいたします。

1問目ですが、行政懇談会の成果についてということで質問させていただきます。

先般、行政懇談会が町内の全区で開催されました。町民よりさまざまな行政への要望、苦情等が出たと聞いております。懇談会における要望、苦情等の内容と今後それにどのように対応されるのかを伺います。

当局においては、多忙な時期に開催されており大変であったと思いますが、行政幹部職員より直接に説明を受けて、町民の評価は高かったと聞いております。懇談会は、幹部全員が出席し、頻繁に開催する必要はないと思いますが、幹部職員が分担され、定期的に関

催され、政策等について丁寧な説明を行い、町民の声を聞いて町政を運営していくことが大事であると考えております。今後の取り組みについてもあわせて伺います。お願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（望月邦彦君） 尾尻議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、ご質問1点目の行政懇談会における要望、苦情等の内容と今後の対応についてでございますが、このたびの行政懇談会におきましては、住民の皆様から多数のご意見、ご要望をいただいております、その内容も多岐に全般にわたっており、教育に関する事項を含めまして町行政のほぼ全ての分野に該当する内容でございました。

ご意見、ご要望の主な事項といたしましては、昨年7月の豪雨災害を踏まえた防災及び災害復旧事業等に関するご意見、要望等が最も多く、その他建設土木に関する事項、公共交通等に関する事項、イノシシ等有害鳥獣対策に関する事項、野良猫対策に関する事項、職員の待遇等に関する事項等についても多くのご意見、ご要望をいただいております。

今後の対応についてでございますが、現在町の方では、災害復旧、建設土木に関する事項のように現地確認による現状把握が必要な事項、公共交通機関に関する事項等事業者との協議が必要な事項、物品の購入等で借りる事項等に整理し、対応時期を決定いたし、平成30年度においては既存予算に加えて補正予算による事業費の追加等により対応を進めているところでございます。平成31年度当初予算におきましても、行政懇談会でのご意見、ご要望等を踏まえての新規関連事業の計上、既存事業の増額、充実等を行っており、住民の皆様からいただいたご意見、ご要望等の解決に向け、早期着手、完了に努めてまいりたいと考えておりますので、ご指導、ご協力を賜りたいと存じます。

2点目の町としての今後の取り組みについてでございますが、尾尻議員のご意見のとおり、行政が住民の皆様から町の政策等について直接説明をいたし、町民の声を聞き、町政を運営していくことは大変大事であると考えております。今後の行政懇談会の開催につきましては、開催時期、時間、回数、場所、町行政の参加者、内容等について、区長様を初め、住民皆様のご意見を伺いながら、協議の上、決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 今回、豪雨災害もありまして、いろいろその面の要望等も多かったんじゃないかと思えます。また、たちまちすぐできないような案件も今は多い状況で、

なかなかこれから対応も長く続いていくんじゃないかと思いますが、ぜひ久しぶりに行われた行政懇談会ですので、1年に1回程度ぐらいは定期的に、先ほど私言いましたけど幹部職員さん全員が出る必要はないと思います。がん首そろえられてずっと並ばれても、また聞きにくいところもあるんじゃないかと思います。参加者もそんなに大勢じゃない会合が多かったようですので。それで、主な方が四、五人でずっと分担されて、定期的開催されて住民の声を吸い上げていただければ大変ありがたいなと思っております。

それから、先ほどあったんですけど、今回の要望等を補正予算等で対応するという話もあったんですけど、そこらの補正予算で対応される案件はどのような案件があるのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（望月邦彦君） 30年度で補正予算で対応した事業と既存事業で行った事業につきましては、まず救助、避難所の用品ですとか、あと建設課関係では道路維持費の追加等を行っております。また、保健衛生課でも避難所の避難者の方の健康管理用品、血圧計等につきましては補正予算等で対応しております。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 早速補正予算等を組まれて、やっぱりすぐ対応されてるのはありがたいことだと思いますので、積極的にまたほかの案件についても検討されて対応していただけたらと思います。

行政懇談会については以上で終わります。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） それでは、2問目に移ります。

本郷川の改修についてということでございます。

この事案については、私が平成27年9月の定例会において一般質問を行いました。整備については、県の砂防指定がされている川なので予算はつきにくい状況にあり、県に要望を行うとの答弁をいただいております。

その後、3カ年余り経過いたしますが、整備は行われていない状況でございます。片浜区の宮原様宅前部分一帯が未改修となっているものでございます。改修できれば、本郷川全域が改修となる案件でございます。水害対策や環境面からも整備の必要は大きい案件と思っております。再度の要望ですが、今後の整備の見通しについてお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 尾尻議員の質問にお答えいたします。

本郷川の整備状況は、上流から原下港までの間、川底と堤防のほとんどが石積みとコンクリートで改修されておりますが、一部澤山神社入り口から片浜区宮原様宅付近までが土羽と自然斜面で残っております。このことは県に伝え、県とともに現地確認をしております。河川断面が確保されているということから改修は困難ですが、維持修繕については対応をするとの回答をいただいたところです。現状では、平成29年に少し下流の護岸の補修、今年度については少し上流の護岸の補修工事を実施しているところです。

水害対策の面では、本郷川分水により海まで直接放流していることから河川の安全は確保されていると考えておりますが、環境面では草木が大きくなっておりますので、伐木等必要な部分から実施してまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 上流部分は分水で水害面はそう大きな懸念はないということなんですが、やはり先ほど言われましたように環境面からは相当大きな木も道路のほうまで来ているような状況もありますので、ぜひ県のほうにも引き続き要望いただいて、できればきれいに覆っていただけるような方向まで持って行っていただいたらありがたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで尾尻康二議員の一般質問を終わります。

続いて、上青木 至議員の発言を許します。

上青木議員。

○11番（上青木 至君） 今回は3点ほど質問いたします。

まず、最初に町長の公約である行政懇談会は、昨年的一般質問の回答で今年度は必ず行おうと断言され、ようやく行われました。住民は、2期目の終わりに行うことについてさまざまな意見がございました。各区での意見や要望について、主なものはどのようなものがあったのでしょうか。その場で回答ができなく、また後日回答しますと言ってあることについてどのような回答をしたのか。そして、町として懇談会の受けとめはどうか。住民は、町がその場でもっと資料を持参したり勉強すべきとの意見があったが、どのようにお考えでしょうか。お聞きします。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（望月邦彦君） 上青木議員のご質問にお答えさせていただきます。

ご質問1点目の行政懇談会での主なご意見、ご要望等の主な事項といたしましては、先ほど尾尻議員の質問にもお答えしましたとおり、昨年7月の豪雨災害を踏まえた防災及び災害復旧事業等に関するご意見、またその他建設土木に関する事項、公共交通に関する事項、イノシシ等有害鳥獣対策に関する事項、野良猫対策に関する事項、職員の接遇等に関する事項等が多く意見、ご要望をいただいております。

2点目のその場で回答ができなくて後日回答しますと言った事項についてどのような回答をしたのかについてでございますが、災害復旧建設土木に関する事項等については行政懇談会開催日の翌日もしくは早期に現地確認による現状把握をいたし、直接住民の方に今後の予定等を説明しており、その他の事項につきましてもご意見、ご要望等の内容を精査し、確認できたものから順次回答、説明をさせていただいているところでございます。

3点目の町として懇談会の受けとめはどうかについてということでございますが、行政が住民の皆様には町の政策等について直接説明をさせていただき、町民の声を聞き、町政を運営していくということは、住民主体のまちづくりを進めるという観点からも大変意義のある懇談会であったと受けとめております。

4点目の住民は町がその場にもっと資料を持参したり勉強すべきとの意見があったが、どのように考えるかについてでございますが、このたびの行政懇談会の開催に当たりましては、より多くの方からご意見、要望等を伺いたいとの観点から事前に意見、要望等の内容を把握しておりませんでした。また、全ての課長が出席しておりませんでしたので、過年度からの事項、専門的な知識を必要とするご意見、要望等に対し、明確な回答ができなかった事項があったかと考えております。

今後の行政懇談会の開催につきましては、説明資料の見直し、充実を図るとともに、開催時期、時間、回数、場所、行政側の参加者、内容等について、区長様を初め、住民の皆様のご意見を伺いながら、協議の上、決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 随時回答を行っておりますとの総務課長の答弁でございましたけれども、ある住民からはいまだに何の返答ないと。ただ二、三人が来て頭を下げるだけで何の根拠もない、書類もない、これでは何の答弁にもなってない、説明にもなってないというお叱りを受けました。このことについてお聞きしたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（望月邦彦君） 全ての個別な案件の回答状況等については集約ができておりませんので、早期に解決すべき事項につきましては、確認の上、住民の皆様に丁寧な説明をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） それでは、総務課長が答弁されましたように早期に住民に納得のいく説明をしていただきたいと思います。

第1問目は以上で終わります。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 続きまして、第2問目でございますけれども、これはみゆき健康館の廃止についてでございます。

高齢者の福祉と認知症防止等で各施設が実施しているみゆき健康館が突如3月末で廃止しようとしています。デイサービスセンター健康館プリザーヴ東野は、10年前医療法人社団ひがしの会が旧東野町社会福祉協議会の施設を町から借りて設置しました。みゆきのホームページによりますと、リハビリ特化型の予防通所介護事業所とあり、作業療法士による個別リハビリを行います。低周波治療器を初めとするリハビリ機器が充実し、密度の高い介護予防を実践します。もちろん、大崎上島事業伝統のバラエティーに富んだレクリエーションはここでも健在です。食事は外食気分を味わっていただくと同時に、自己決定能力の維持を目的に8種類のメニューから選択できます。プリザーヴは維持するという意味、健康を維持するという意味で事業所名を決定いたしました。定員は30名。現在、この施設はデイサービス事業対象者、要支援1、2、要介護1、2の登録者数は約80名でございます。週に1回から4回、1日13人から14人が利用しております。

利用者は突如廃止を提案され、これからどうしていいのか、安心して暮らせないと言っています。職員に対しても、突如の提案はいかがなものか。この話は福祉課としてどう考えているのか、また大崎福祉会や社会福祉協議会との協議は済んだのかお聞きしたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 上青木議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町では、高齢者の方が住みなれた地域で安心して生活できるよう保健福祉の環境整備

について推進しています。このたび医療法人社団ひがしの会のデイサービスセンター健康館プリザーヴ東野が行っております、住みなれた地域で安心して生活できるよう保健福祉の環境の整備の一つであります通所介護サービス事業が、残念ながら平成31年3月31日をもって廃止となります。

現在、サービスを利用している47名の方については、必要なサービスが継続的に提供されるよう利用者本人、ご家族、地域包括支援センター、大崎福祉会と協議の上、要介護者15名の方については、みゆきデイケア、大崎美浜荘デイサービスへ、要支援者13名の方については、みゆきデイケア、大崎美浜荘デイサービス、大崎荘デイサービスへ、日常生活や心身の状態を調べる基本チェックリストに該当した介護予防サービスの事業対象者であります19名の方については、みゆきデイケア、大崎美浜荘デイサービス、大崎荘デイサービス、社協ふれあいサービスへの振りかえを行い、現在ほぼ利用者の行き先は決定しております。

デイサービスセンター健康館プリザーヴ東野で従事しております職員の方については、引き続き雇用の希望があれば他の業務へ異動してもらおうことになっております。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） この健康館の廃止についてですけれども、どういう理由で廃止に至ったわけですか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 当初では、65歳以上の高齢人口の減少や住民主体で今活動しておりますいきいき百歳体操の充実などにより、通所型サービス、デイサービス等の利用者が減少しておりますといったことの原因でございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） この健康館については利用者の半数以上が東野住民、そのように聞いておりますけれども、東野にお住まいの方が大串、美浜、そして大崎荘と、そこまで行けるわけですか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 各事業所の送迎サービスがありますので、それを利用させていただきます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） この健康館を開始し10年ほどで廃止、その中身は百歳体操が各地で行われているから廃止してもいいんじゃないかっていうふうに私は聞こえるわけなんですけれども、百歳体操はやはり車に乗って集会所に行ける方、歩いてでも行ける方、そういった方が百歳体操を参加してるわけなんですけれども、この健康館については車で送り迎えをしてくれる、そこに大きなメリットがあり、私の知人も楽しみにこの健康館に通っておりました。それじゃあ、百歳体操を行けるかっていうと、老人車を突っ張って何キロもある道のりを行くわけにはいかない、誰も誘ってくれるわけでもない、じゃあどこも行けんようになったのう、そういうふうに言うておりました。そういった方の末端の住民まで手が届くわけですか。届かないでしょ、どうですか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 現在、健康館で利用されている方、同じみゆきの施設にありますデイケア等ございます。他の福祉施設であります通所介護のデイサービス等を利用していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） わかりました。

これで第2問目を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 第3問目の県の急傾斜地区の工事、砂防ダムについてでございますけれども、この大きな問題でございますけれども、先般あるところで急傾斜に張る金網がなくなると、工事をこれ一時中断しなくてはいけないということが現実に起こりましたけれども、本土にかなり資材が必要なんでこの島に来ることができないというふうに聞いたわけなんですけれども、業者の方もたちまち山を削って即金網を張ろうと思ったところ金網がないと。これ、何月になったらできるんかと。今のところわかりませんと、そういう答えがありましたけれども、その辺についてお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今おっしゃってること全般的な話をいたしますと、資材の購入が非常に困難になっていると、品薄になっているという状況が県内各地で発生してお

り、その部分については、町としては繰り越しという形で工期の延期をして対応しているところですが、工事のおくれについて個々に何月にこの材料が入りますというのは、今材料ごとに各メーカーを当たって早期に入れる手配はしていると思いますけれども、この場ではお答えにくい面でございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） こういうことが起きて一番困るのは地元の住民なんです。工期、何月何日から何月何日終了と看板が上がってます。この変更もありません。突如、材料なし、工事中止、これについて教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 恐らく県工事と思われまして。県工事について、こちらからは問い合わせ、また要望、協議をしております。ただ、町として対応できるところと言えば、県に要望すること、それから住民の安全・安心を守るために県と協議して、できないものについては町も仮応急という形で何らかの対応を考えることもできていると考えていますので、また個別案件についてあれば1つずつ検証して対応していきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） そして、今回災害で何カ所か急傾斜地区工事が対象になっている地域がございますが、工事に係るのは3年先の回答がありました。住民はまた大雨があれば、避難や崩壊に悩まされます。そこで、県に対しては今以上に工事箇所拡大が必要ではないかと思っております。どのように対応していきますか。そして、住民に対する説明や対象となった場合の手続をわかりやすく説明し、手続の書類を丁寧に説明していただきたいと思っております。これについてお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 県工事のおくれに対しては、県と実際の工期を協議していくという形である程度協議の段階で何月ごろ前にできるというのはわかると思っております。その間、ご質問の要点である、ことしもう梅雨が来るわけですが、それまでにできない箇所がやはり残っておるとするのは私どもも感じております。そのおくれでできない部分については、町費となりますけれども最低限の応急仮設とかそういう方法で対応して、住民の安全・安心については守っていきたくて考えております。

それから、あと住民に対しての丁寧な説明ですけれども、今まで住民に対して質問を受けてきているわけですけれども、口頭により説明しているところですので、なかなか工事の内容とか、それから工程については長期にわたる工程になりますので、説明しても忘れてしまうという件が多くあると考えております。この辺はこれから文章にして、わかりやすく丁寧に説明していきます。よろしくお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） ありがとうございます。建設課長の答弁にございましたように文章にして、わかりやすく丁寧に住民の皆さんに説明をしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで上青木 至議員の一般質問を終わります。

次に、渡辺年範議員の発言を許します。

渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） おはようございます。

我が町は、町長の所信表明にもありましたように教育の島ということを標榜しております。それで、これからもそういうことになると思いますけれども、叡智学園、あるいは海星高校に対してはスポットが当たってよく話題になるんですけども、基礎になる小・中学校については割と話題にならないというか、お子さんがいる家庭、あるいはお孫さんがいる家庭については割と知ってる方が多いと思うんですけど、それ以外の一般住民の方は割とその辺のことがわからないんじゃないかという意味も含めまして、あえて教育委員会に質問をさせていただきます。

まず、1問目として小学校、中学校の学力調査についてお願いいたします。

ちょっと資料古いんですが、昨年9月28日、10月号の中学校だよりによれば、学力調査の結果、国語Aが県平均よりもプラス3、国語Bがプラス2、数学Aがマイナス1、数学Bがプラス1、理科がプラス5となっており、数学Aを除けば、全国平均、広島県平均をかなり上回っております。この結果は生徒の努力もあり、また先生の努力もあつてのことと思われませんが、教育委員会としたらこれをどのように評価されているのでしょうか、お伺いします。また、小学校も同様の調査結果があれば、具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（出口一伸君） お答えをします。

議員さん言われるように、中学校につきましては今おっしゃったポイント数ですけども、国語A、B、それから理科につきましてはここ数年かなり学力を高めてきてるというふうに考えております。ただ、数学につきましてはここ数年伸長が見れませんので、今学校としても大きな課題として教員の質を高めるということも含めて子供たちの学力に応じた授業のあり方等も踏まえて、この数学をできるだけ伸ばしていくという努力をしているところですし、教育委員会も全体として中学校がこれ以後どんどん学力を高めるための努力をしていただくよう指導するということだと思います。

それから、小学校につきましてはポイント数具体的に申しますと、国語Aが83ポイント、国語Bが71、算数Aが75、算数Bが58、理科が73、これはいずれも広島県、全国の平均を10ポイント以上あるいは10ポイント近く上回っております、ここ数年こうした学力の伸びが続いておりますので、今後も怠ることなく一層子供の学力がつけるように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） ちょっとお聞きしたいんですけども、学級が幾らあるのか、また学級の人数はどれぐらいになってるのかお聞きします。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（出口一伸君） 申しわけありません。具体的な数を今持っておりませんので、また後ほどお伝えしたいと。

○9番（渡辺年範君） およそでもわかりませんか。

○教育長（出口一伸君） およそ1クラス40名。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（出口一伸君） 申しわけありません。具体的には、1年生が44名、2年生が37名、3年生が28名ということです。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 全て1クラスですかね。

○教育長（出口一伸君） はい。

○9番（渡辺年範君） わかりました。

中学校はかなり成績、学力テストの数字的にはいいんですけど、この学級の人数ということは全国的な平均に比べてどうなんですか、多いんですか、少ないんですか。というのは、学力平均がいいということは統計学的に人数の差によって出てくるんじゃないかとい

う思いがありまして、その辺の違いとかその人数による差、全国との、少人数だからかえっていいんじゃないかという統計学的な問題で何かありますか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（出口一伸君） 統計学的な問題は私調べたこともありませんのでお答えできませんけど、ただ本町よりも広島県には少ない人数の学校は随分あります、町がですね。そこと比べてみましてもかなり高い学力をつけてますので、少人数だからといって学力がつく、ポイント数が高いということではないと思います。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） わかりました。

それで、中学校かなり成績がいいということで、これからも頑張っていたきたいと思えます。

また、小学校についてなんですけども、小学校もかなり人数減ってますし、複式学級のところもあるんじゃないかと思うんですけど、複式学級になった場合の学力的な問題というのを感じたことはありますか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（出口一伸君） 本町では、複式学級は今、木江小学校がありますけれども、大体毎年東野、木江あたり、二つの小学校で複式が出ておりますので、将来的には恐らくそういった本町につきましては複式学級を抱えることが大変多いと思いますので、複式学級について学力を高めるための事業のあり方という部分につきましては、これは県の指導も受けたり、あるいは全国的に複式学級を取り入れて高い学力をつけている部分についての研究もさせていただいて、ですから複式学級だからといって学力が劣るとか、つかないとか、あるいは逆につくとかということではないと思います。やはり、その場に応じた、子供の状況に応じた授業のあり方で学力をつけていくという、そういった研究を続けることが大切かなというふうに思ってます。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） わかりました。

小学校にしても中学校にしてもかなり今言われたように、配られてるようになんか成績いいということなんですけども、この成績のよさということで今後の進路なりに影響を与えているかどうか、教育委員会的には何か捉えとることはありますか。学力の成績がいいということで、この小学校は当然中学校へ上がるんですが、中学校の生徒が上の進路に上

がるときに影響というか学力の差で何かプラスになるようなことが教育委員会として捉えているかどうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（出口一伸君） 進路につきましては、当然小学校は本町の中学校へほとんど上がってくるわけですが、中学校を卒業してからの進路につきましては、それぞれの子供の進路に応じていろいろな進路が、多様な進路があると思いますので、今のところは中学校の学力が子供たち個々の進路に乏しいような学力になってるという、そういうふうな判断はしておりません。できるだけ子供たちが希望する進路に向かってしっかりと学力をつけていけるように今後も努力をしていきますけども、今のところどこにも行けないというような、そういうふうな学力ではないというふうに思っています。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） これ、生徒も頑張っておられるんですけど、先生もかなり努力されてると思うんですけども、先生に対しての努力に対して教育委員会、どう考えておられますか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（出口一伸君） ご存じのように大崎上島学を基盤にした大崎上島町教育推進プラン、これに基づいて全ての学校が同じような方向で授業等を行っておりますし、各教員も自分の授業力を高めるための研修、これはもう学校で1回必ず1人あるという形にしていますし、そういった研修を通じての授業改善等をこれからも教員がしっかりと努力をしていただいて子供の学力を高める、そういったことにつながる力をつけていけるんじゃないかという、それも必ずやりなさいというふうな指導もしていきたいというふうに思っています。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 教育委員会の答弁、まことにありがとうございます。これからもよろしくご指導していただければと思います。

では、2問目に入ります。

今はやりのいじめ、虐待についてお伺いします。

我が町の小学校、中学校において、昨今マスコミで話題となっております児童・生徒同士のいじめ、あるいは家庭環境における虐待の実態があるのかどうかお伺いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（出口一伸君） いじめにつきましては、早期発見ということを中心として心掛けております。子供たちに何らかの変容があった場合については、すぐにいじめではないかとか、あるいは虐待ではないかとか、あるいは日ごろの生活の中に子供が安心・安全に学校生活を送っていけないような状況があるのではないかとということを教員のほうでしっかり子供たちを見詰めましょうという、そういうことは指導しております。

それから、いじめの件数につきましては、小学校は年間5、それから中学校は12という報告があります。これは、アンケートを毎月本町ではやっております。そのアンケートの中にいじめと思えるというらしいアンケート報告がありましたものを件数にして上げておりますけど、ですから例えば1件いじめがあればそれについて4人、5人の子供がアンケートで応じていれば1件でも今ここ4件というふうにあらわさせていただいております。こうしたいじめのアンケート等で子供の変容等、あるいはそういった事象ではないかというふうに捉えた場合につきましては、本町では危機管理マニュアルの中にそうしたことがあった場合にすぐに学校全体で動けるような動き、体制というものをつくっております。一件一件すぐに丁寧に対応できるようになっております。ですから、アンケートでの事案の件数を5件、12件というふうに報告させていただいてますけど、全てそういったアンケートでの報告については家庭と連携をしまして長引かないようにということで対応させていただいておりますので。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 難しいかもわからんのですけども、具体的にアンケートでどういふことがいじめとして生徒同士で捉えられているのか、できる範囲でいいですから教えていただけますか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（出口一伸君） これ、本町でいじめ防止基本方針というのを作成をしております。それに基づいて各学校でもその防止のための方針づくりをなささいということで、その中にいじめと捉えられるものの定義を具体的に述べております。例えば、悪口を言う、それからあるいは暴言を吐くとか、ちょっと今全部をお答えすることはできませんけども、そういうことに関係をするようなものについては全ていじめと捉えましょうということで、いじめだと思わなかったというようなことのないように具体的にその中に表記をし

て、それに当たるものについてはいじめとして捉えなさいというふうに指導しております。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 今の答えからすれば、小学生が12件で多いということは何となく言葉の意味の重さが判断できないから小学校のほうがかえって多いという数字が出てるのはわかるような気がいたします。それで、今教育長が言われたいじめ以外に、例えば暴力的ないじめということはあるのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（出口一伸君） 暴力行為につきましても毎月報告をさせるようにしています。例えば子供たちのけんか、暴力に及ぶような場合、そういうものにつきましても原因がどこにあるかというようなことを、いじめに結びつくものであるか、あるいは単なるその場での個人的ないざこざであるとか、そういうことをきちんと把握をした上で報告をさせてます。暴力行為についても年間数件はあるというふうに捉えています。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） それでは暴力行為もあるということなんですけども、それについて学校を休んで不登校になるとかというようなことで、問題の解決は済んでいるのでしょうか、全て。それとも、まだ問題を引きずっているものがあるのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（出口一伸君） 暴力行為の結果、不登校に及ぶ重大事案になってるということはありません。ただ、不登校の生徒につきましても1名おりますけれども、これは暴力行為とかいじめとかというものではございません。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） わかりました。今後とも気をつけていただければと思います。

それと、もう一つちょっと家庭の問題で申しわけないんですけど、ちょっと教育長の判断を仰ぎたいと思うんですけども、先日私テレビを見ていましたら小学校の男子のトイレの問題なんですけども、小学校の男子が大便のほうへ行けないと。なぜかといえば、大便行ったら、大便行った、大便行ったってはやされると。それで大へ行けないんだと。それを解決するために学校か教育委員会かは知りませんが、どちらだったか忘れちゃったけども、男子トイレを全て個室にしたという学校があるらしいんですね。ほんで、ちょっと私違うんじゃないかなという思いがありまして、その教育方針としてね。大をはやすほう

を注意すべきであって、はやすことがやまらんから全部個室にしたという、ちょっとやり方違うんじゃないかと思うんですけども、もしうちの学校でそういう問題が起こった場合に教育委員会としてはどういう判断されますか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（出口一伸君） すぐに個室にするということではなくて、やはり議員さんおっしゃるように、そうした子供たちがトイレに行けない状況が出てくるような日常があるのであれば、そこをしっかりと学校で把握をして、子供たちにそうが行われないような状況をきちんとつくってやるのが、まずそちらのほうが大切かなというふうに思います。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで渡辺年範議員の一般質問を終わります。

次に、水橋直行議員の発言を許します。

水橋議員。

○5番（水橋直行君） 本日は、町内の医療の状況について質問させていただきます。

町長の施政演説の中にもあったように、人生100年の時代が来ると言われとるという中で健康寿命を延ばすことが大切だということがあったと思うんですけども、そのための事業も始めたところでこれからどんどん健康寿命を延ばしたような策も行っていき、どんどんふやしていきたいと思います。その上で安心して暮らせる地域づくりをしていく島になっていくんだとは思いますが、それについて医療というものに対しても切っても切れないものだと思われるんですが、その島内の医療について質問をさせていただきたいと思います。

広島県の離島振興計画25年から34年度版によると、広島県の中には7つの離島指定地域があって、そのうち有人離島は13島、その中で病院、診療所があるのが7島で、病床があるのは大崎上島町、あと似島、この2島だけだそうです。この有人離島の中で人口が1,000人を超えているのはこの大崎上島町1島だけで、この大崎上島町自体は離島の中ではすごい医療に関しては充実した島だと思っております。その医療についてですが、今現在、島の中の医療設備を整えているところで入院設備の整った病院や診療所は幾つあり、それぞれ何床ありますか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（水下一泉君） 水橋議員のご質問にお答えします。

現在、島内では5つの診療所がございまして、そのうち3つの診療所がそれぞれ19床、9床、3床と合計31床となっております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） 恐らくその19床の病院だと思うんですけども、今年度一杯で入院をやめるという話を聞いたんですけども、これって事実ですか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（水下 泉君） 19床の診療所ではなくて9床の診療所になると思うんですけども、一応入院患者の受け入れについて医師の不足とか、あるいは看護師等の医療人材の不足等、いろいろな要因でちょっと断念をされるというふうに聞いております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） 先ほど言われたように医師や看護師不足等々が島の中でも問題として確かにあるといつも聞くんですけども、この原因も大きな問題の一つとして当然あると思うんですが、この中のやめる原因として配膳が困難になってきたんじゃないという話をやめるといいう話が出る前からちょこちょこ耳にしていたんですけども、この辺の事実関係としてというか話としてはご存じですか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（水下 泉君） 配膳が困難というふうなことも要因の一つではあるように聞いてはおりますけども、それのみでやめられるというふうな話ではなくて、やっぱり医師の不足とか、あるいは看護師を当然入院ということになりますと常勤しなくちゃいけないようになりますので、そういったことがあってなかなか維持するのが困難であるというふうに判断されたというふうに聞いております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） 今の答弁のとおりだと思うんですけども、その医師や看護師が常駐することによって困難な部分がある反面なんですけども、僕たち町民として入院施設があって夜も診療してくれるというか、いつ行っても先生たちがいる安心感というのはすごく大きな部分だと思うんですけども、今現在でいうと医師が少ない、看護師が少ないという上で医師や看護師の方たちに多大な負担をかけた上での安心ではあるとは思いますが、以前この島が3町合併するときに町民に対して行ったアンケートの中に、1番要望の柱としてどんなことがありますかっていうのを町が羅列した中の一番関心があった部分

ですけど、安心して暮らせる医療と福祉のまちというのを選んだ人が一番断トツ多かったと。今後、町に対して要望することは診療所の整備というのが1番で、船、交通の整備というのが2番目についていたと思います。ここ最近でいうと、まち・ひと・しごと戦略の中の意識調査で不満やや不満と町民が感じている人が医療に対しては44.5%、約2人に1人が不安を感じているっていう結果が出ています。また、住みたくない理由として交通の便が悪いというのが1位で、続いて医療分野が不十分という49%という結果が出ております。今、島の中で合併当初が35%の高齢化率で、今現状が48.5%の高齢化率になっていると思うんですけども、向こう一番施政演説で100歳を迎えるっていう上で、これから2人に1人がそう迎えていく上で、医療というか病院にかかる人はどうやってもどんなに健康でもふえてくると思います。あと、44%も高齢者がいると一気に自然減の人口減というのは确实訪れてくると思います。その中で島に住むのに弊害と捉えているというのが医療に関することっていうのが大きなウエートを占めているのも現実な場合に、今大崎上島は社会増がちょっとずつふえている島で、ちょっとでも人口がふえていくためにも交通の便もそうなんですが、医療をもっと町の、今の配膳等含めた直接的に医療にかかわらないようなことでもバックアップをして、より医療の提供がしやすい環境をつくっていただければと思うのですけれども、その辺は町としてどう思われますか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（水下 泉君） 水橋議員のおっしゃること、重々私どものほうも危機感を持って感じているところではあります。医療体制とか、あるいは交通の便等の不安について、さっきの入院患者の受け入れの停止も含めて大変危機感を持っているところであります。不足医療の対応等含めてこれまでも町としては、月2日でありますけども耳鼻科の診療所の運営とか、あるいは看護師等医療人材の確保としましては、社会福祉人材の就職支援金支給事業等での施策、それから身体、知的、精神障害者等の通院の助成とか、あるいは妊婦、乳幼児の健診の交通費の助成とかということは今も実施しているところではありますけども、少しでも住みやすく不安が軽減できるような対策を構築して行って、安心して住みやすいような方向に少しでもなるように実施していきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） ちょっともとに戻るんですが、今9床の入院設備があるところが入院患者を受けなくなる。今、現状入院されてる方でもうよその病院等に転院などの対策が決定されってなんですかね。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（水卜 泉君） 入院患者のことにつきましては、ちょっと私のほうもそこまでは確認はしておりません。申しわけありません。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） あともう一点ですけれども、今この医療に関して島の中は、広域、県の資料の中にも町の資料の中にも広域連携を強化するっていう文言があったと思うんですが、離島だけにガスが出たとか、夜間はヘリコプター飛ばないとか、海が荒れたら外に出ていくことができないという現状が少なからずあると思うんですけれども、僕の身近なところで脳梗塞で倒れた方がたまたま島の診療所に行かれて脳梗塞じゃというのが早期発見ができて、すぐいろんな対応ができて、後遺症も残らず元気になった方がおつてすごいありがたかった思いをしたことがあるんけれども、そういう交通の便が悪いのはもう当然誰しもが知ってる部分なんですけど、受けてもらえるところはちょっとずつ今現状は減る、これからもどんどん減っていくように見通せる状態の中で、もし島外から出せない状況があった場合の対応としては、今後どういうふうに対策していくようなつもりがありますか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（水卜 泉君） 確かに、荒天時とか夜間はドクターヘリが飛ばませんとかそういったことは承知しておりますが、具体的にどういう対策というふうなことは今手持ちではありません。地元の医師会等とも相談しながら何か具体的なことを構築できればというふうには考えております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） 当然先ほども言いましたけども、医師や看護師等病院施設携わっている方に多大な負担のもと、今の島の医療はあるんだとは思いますが、今現在、島、離島という割にはすごく充実した医療があるこの島をいつまでも大切にしていきたいと僕も思いますので、これから負担の中にあるかもわからないですけども、町とあと医療関係者の方ともっと連携をこれからはして、このまま維持をする、もしくはさらに発展させるような思いのもとお互いですが、携わっていただけたらと思います。答弁ありがとうございました。

○議長（信谷俊樹君） これで水橋直行議員の一般質問を終わります。

次に、道林清隆議員の発言を許します。

道林議員。

○10番（道林清隆君） 私のほうから1問提出をさせていただきます。

原下物揚げ場から陸揚げをされております島外からの土砂搬入問題については、今年の3月定例会でも質問をさせていただいております。その後、連日のように大量の土砂が町内の私有地に投入され続けております。このことで日常生活が脅かされている町民がいるということを行政が黙認している点について問いただしたいと思っております。

まず、町内の干拓地等低地帯に発生場所の不明な土砂を大量に受け入れる緊急性があると認識をされておられるのかどうか。この点について1点目であります。

現在、町内公共事業から生じる建設発生土の新たな処分地についてはさまざま検討されているようでありますが、町有地の受け入れ可能土量の先が見えてきて、今後民有地の受け入れ先探しや、場合によっては工事請負事業者による自由処分も視野に入れてるといふうにせんだっての会議で耳にしております。将来、島内での処分地が確保できなければ、島外への搬出ということもあり得るのではないかと危惧をいたしております。そのコストは、当然町民が負担するということとなりますので、まず町の中・長期の残土処分計画、これを示していただきたいということでもあります。

また、現在中野新開において広島県営大崎東地区畑地帯総合整備事業、これが展開されておりますが、この事業では土地のかさ上げが50センチメートル、沈下を見込んで仕上がり40センチメートルということではありますが、この規模でありながら周辺地域住民の中に住宅浸水被害を懸念する声が非常に高まっているのも現状であろうかと思えます。

一方で、同じ中野新開において、農地改良事業として島外土砂を非常に高く積み上げるという計画が続いて出されていると聞き及んでおります。民間同士の事業だから行政は存じません、知りませんということでは済まされないというふうに思います。中野新開原下地区に住む多くの住民は、町が分譲した土地を購入し、家を建て、暮らしております。その後、水田の宅地化が進み、近年では浸水被害がふえる傾向にあります。このことから町は目を背けてはならないというふうに考えます。

一昨年3月の農業委員会では、中野新開での改良申請を審議した際に、ほとんどの委員が埋め立てによる周辺農地への被害は想定されると断言しておられるにもかかわらず、委員会としての権限内では認めざるを得ないと結論づけております。

町は、土砂搬入条例を制定しさまざまな規定を定めておりますが、事業者は規定の網目をくぐり抜けるがごとく、町が想定していた本来の隣地同意というのではなく、分筆した

新たな地番の土地を隣地とするなど、あらゆる手段を講じておられるように聞き及んでおります。町として、町民の事業がゆえに放置し、被害が発生した場合には当事者同士の損害賠償請求訴訟と処理してくださいと言うのか、あるいは新たな条例規則を制定するお考えがあるのかどうか、この点についてもお伺いをいたします。

次に、搬入土砂の悪臭苦情、これへの対応。粉じん対策、町道石摺笹ヶ浜線の道路幅員の関係で一般車両との離合、これ大型ダンプカー通行する際には非常に離合が困難な箇所がございます。土砂搬入条例の遵守の徹底指導について、町の取り組みの現状と今後の対応について、その考えを伺います。

最近、町がおかしな方向に向いているなという声を複数の町民から聞き及んでおりますが、つぶやきを耳にする機会がありますが、公共事業の執行で不満があれば、住民は苦情の声を行政に届けやすいというのは事実だろうと思います。民間事業として進められてる事業に対しては、この小さな町ではなかなかお互いの人間関係もございますので声を大にして訴えられないというのが現状ではないかというふうに危惧しております。

過去、大串干拓地の埋め立てとか瀬井地区の埋立事業においては、さまざまな事情があったわけですが、町としては搬入経路沿線の住民を含めて周辺住民への説明会を何度も繰り返し、納得了解の上で事業が進められてきた経緯があります。

中野新開地域には、多くの生活者がいらっしやって、豪雨があれば住宅等への浸水被害発生が容易に今後も想定できると思います。中野新開が残土処分地の大きな器として捉えられ、事業が今後も継続されるならば、今後発生する災害は自然災害というよりむしろ人災と捉えられるのではないかと、この点を非常に危惧をいたしております。そのときの責任は町に及ぶと考えるのか、そうでないのか、ここの点についてお伺いいたします。

行政責任の回避ということではないんですが、一見無責任とも受けとめられる体制に見えるわけですが、この点について町の考え、今後の対応についてお尋ねをいたします。

要点を申し上げますと、まず島外からの残土を投入する緊急性を認識されてるかどうか。それと町の中・長期の土砂搬入計画の明示、それと新たな条例規定を制定するお考えがあるのかどうか。もう一点、土砂搬入条例遵守の徹底指導について、町の取り組みの現状と今後の対応について明確なご回答をいただければと思います。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 島外からの土砂搬入による埋立問題については、住民からもさまざま苦情、ご意見をいただいております、行政としても対応に苦慮しているところでござい

す。住民が安心して暮らせる環境をつくることは行政の責務であるというふうに認識をしております。また、一方で住民がみずからの所有地に土砂を入れ、農地改良をすることに対し、どこまで行政が規制できるのか、難しい判断、高度な判断が求められるというふうに思っております。これについては、広島県であったり弁護士等に助言を求め、今後対応してまいりたい、町がどのような対応ができるかについて対応してまいりたいと考えております。

また、原下新開を初め、町内数カ所において、過去にない浸水被害があったことは深刻に受けとめておるところでございます。これについてもどのような対策がとれるのか調査をし、できる対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

それから、土砂を入れる緊急性があると認識しているのかということについては、申請は土地の所有者がされておられますので、私どもがそれについてのあるかないかについての判断は答弁を差し控えたいというふうに思っております。

それから、悪臭、粉じん、道路交通の問題については、悪臭、粉じんについては今までも指導を担当課のほうでしてきてますけれども、なかなかその実効性が上がってないということもございますけれども、これについては指導を今後も続けていくということになるかというふうに思っております。また、道路については、道路交通の問題についても私どもがここのところは通らないようにという指導はできると思いますけれども、通行を認めないということについてもこれまた高度な判断がいるのではないかなというふうに思っております。

最後に、今後こういうことが起きた場合については、責任が町に及ぶのかについては、そのときの状況によるのではないかなというふうに思っております。

○議長（信谷俊樹君） 道林議員。

○10番（道林清隆君） 町長のほうから高度な判断を要する場面が考えられるということで、県なり専門家に相談をしながら、今後の対応については考えていくというご答弁をいただきました。

平成18年に制定された大崎上島町の土砂搬入条例、いわゆる土砂搬入条例ですね、この条例の目的というのを建設課長はきちっと把握されて当然おられると思いますが、これの条例、あるいはその施行規則にのっとって粛々と業務を遂行されておれば、町民の不安というのは、要するに先ほど町長の答弁にございました環境保全、町民が不安に思われているのは、今の悪臭がするということが何らかの健康被害が生じるのではないかなという点だ

ろうと思うんです。粉じんにしてもそうです。これが人体にとって住民の日常生活に何らかの影響を及ぼすのではないかという不安な部分だろうと思うんです。これを払拭さえすれば、この大きなプロジェクト、私もビジネスとして決してこれがいけないというんでなくて、住民の環境問題あるいは健康問題、このことを安全ですよというこのサインを送ってあげれば結構解決するんじゃないかという気がするんですね。この施行条例にもありますが、この事業展開の上で報告を求めることはできるという箇所がございますね、23条。これ、これまでにその報告は何度求められておられますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今までこの土砂条例について建設課が所管しているところでございます。今問題になっている環境問題についてということでございますけれども、少しその前段で話をさせていただきますと、今まで土砂の埋め立てに関しては土砂の安定とか隣地への流出というところに実は主眼を置いて審査するというので、我々で審査してきたところがございます。ただ、近年の状況を見ますと、先ほど道林議員からのご指摘のあった環境問題についてというところが最重要ということになっており、その辺が建設課の知識の中で不足してきたのかなというところはございます。今、質問のあった23条報告を求めることができるという条文でございますけれども、土砂の土質の変化があったときに検査書を出していただくという規定がございましたので、その規定に基づいて土質成分結果票というのを出示してもらっている経緯はございます。ただ、報告については条例の規定に基づいているものを充用しておりますので、特別なものについては今のところ記憶にございません。

○議長（信谷俊樹君） 道林議員。

○10番（道林清隆君） 報告、これまでは受けていた記憶がないということでございますので、やはり住民の不安な部分というのは要するにこの条例の目的ですね、第1条に掲げている部分、町民の生活環境及び財産を保全することを目的とするとなっておりますので、その形状云々というより、やはり土質の問題あるいは周辺の水の問題、これは瀬戸内海的环境保全も非常に厳しいものがあるわけですから、現場から海に至る下流域の水質について町が責任を持ってその状況を把握するという事は、業者の報告はもちろんです。行政もクロスチェックを必ずしないと、このことを調査をして、しかも公開をして初めて住民は納得するんだらうと思います。その点なしにこれからもこの事業続くであろうと予測できるわけですが、特に中野新開のように広い広大な土地を、しかも低地帯を、こ

これは江戸時代からの干拓事業で水田として活用されてきたものが、個々の民間事業で高低差もさまざま、大きな食料の生産の場としての機能が、今後形態が変わるということが当然予測されるわけですから、この点についてやはり町としてしっかりとした姿勢を保っておかないと大きな憂いが残るとするのは、私がこの席で指摘をさせていただきたいと思います。

今の環境問題ですね、昨年7月の西日本豪雨の際に幸田尻1号線ですかね、田んぼの中の直線道路、これはすぐ近くに残土を埋めとったところがあったわけですが幸田尻1号線に相当の汚泥が堆積をしておりました。これが豪雨災害の後に1週間ばかり道路にたまった汚泥が乾燥して、粉じんとして車が通るたびに巻き上がって、近くの食品を扱う方が悪い足を引きずりながら毎日のように掃いておられました。この姿を見ると、その責任というのは工事を施工した事業者か、あるいは町が道路管理をしている町の責任なのか、こういった非常に厳しい現実を私も何日も見ている。1週間以上粉じんは巻き上がっておりました。こういったことを町として対策を講じるというのは当然必要じゃないかと思えます。ですから、水質の問題にしても大量の土砂を投入すると水質も変わる可能性があるんです。あれだけの大きな干拓地に自然土羽で工事を施工するというのは、中のいろんな物質が周辺に影響を及ぼすの当然考えられますので、擁壁というものをきちっとして土砂の成分を外に及ばないという対策は最低限必要かなというふうに最近つくづく思っておりますが。

今後、町がこの、要するに現在投入されてる土は中間処理をされて有価物になってるといふ、ここが一つの受地としての問題点だろうと思えます。受地はより厳しくその環境を守るという視点で捉えないと、中間処理をしてるから安全ですよということがはっきり言い切れるのであれば、町が検査をして、それを証明をするという必要は当然あると思えます。今後の計画についても、最低限周辺の事前の水質調査、そして施工途中の計画が進められてる途中の調査、あるいは竣工後の調査、これは最低限必要に思うんですが、その点について担当課長どのようにお考えでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今まで環境の問題については、事業主の責務ということで事業主のほうに頼ってたわけですがけれども、先ほどありましたけれどもやっぱりクロスチェックというのが町でも必要でないかという議論は今課の中でしております。土砂にかかわる水質っていうのは広範囲にわたることなので、どこまでどう影響があるかっていうのは

非常に難しいところあるんですけども、そこら我々の知識を補充する意味で専門家の意見も聞きながら、これから町としてクロスチェックをしていく方向で今検討しております。

○議長（信谷俊樹君） 道林議員。

○10番（道林清隆君） 今後クロスチェックをされるという方向で今検討されるということなんですが、水質の問題については施工前の現状把握をしていないとその期間比較はできないと思います。何が原因かということも非常に広い自然界の中で突きとめるというのは非常に難しさがあるような気がします。当然計画が出ればそのあたりの水質調査というものは事前にはしておかないと影響があったのかどうかというのは実証できないと思います。その必要性は常に考えておいていただきたいというふうに思います。

この事業、実は最近関東でこれ羽田空港周辺らしいんですがしゅんせつ工事にかかわっておられたIターンの方が、その方の言葉をかりると大崎上島第2の豊島ですねという言葉だったんですが、その真意は私もはかりかねるんですが、非常に、要するに環境に懸念を持っておられると。多くの町民が環境問題というのは心配してるところだろうと、この声は十分町のほうにも届いていると思います。今後の対応については町長の答弁にもございました。より専門的な高度な視点で判断をしなくてはならないだろうということもよくわかります。今後、より住民の不安を払拭するようにぜひとも対応をしていただきたいと思います。

これに対してもう一点、石摺笹ヶ浜線と東原下向山線の交差点、これの交差点、要するに石摺橋の東詰ですが、ここの3差路の道路標示を最近、以前は停止ラインらしきものが東原下向山線ですかね、実線が入っておりました。これが最近、石摺笹ヶ浜線のほうに停止ラインらしき白線の破線が入ってるんですが、そういった経緯はなぜそうなったのかどうかと、県の公安委員会のほうとの調整というものを当然されてると思うんですが、その点について担当課長はどのように捉えておられるのか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 先ほどご指摘のあった区画線を引き直しております。事の発端は、事故が起きる可能性がありますよっていうのをまず警察のほうから建設課のほうへ打診がありました。現地を警察とともに確認をして、確かに大崎町の方はどちらが優先か慣例的にわかっていたと思うんですけども、道路改良によってかなり幅員が変わってきている、それから建設課のほうで道路の平面線形については検討したんですけども、ど

っちが優先なのか非常にわかりにくい平面線形になっているということがあって、それから少しして警察と再度協議をしたときに、今の形状で優先道路が実は変わってるんですけども、変えたほうが事故が減るのではないんかということで今の形に引き直しました。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 道林議員。

○10番（道林清隆君） 実はこの交差点、私も非常に注目してはるんですが、毎日のように通っている人は今の石摺笹ヶ浜線、全くとまらずに徐行もなしで交差点入る方結構いらっしやるんですね。というのは、これまでそちらが優先路線らしき状況だったので、慣例的に優先道路ですね、停止ラインが今の東原下向山線にありましたから。双方が徐行なしに交差点突入してしまうと何が起きるかというの当然予測つくわけですが、このことを住民に広く知らせているのかどうか、その点。ただ、それと道路標識でとまれという標識はないですよ、道路上に白線で書いてるだけなんで。そのことを住民にきちっと知らせきってないと、私も全く徐行なしで何人か石摺笹ヶ浜線、これから交差点入る状況を見ると双方がとまらなかつたら非常に危険だなと、むしろ危険が増したなというふうに感じてはるんですが、優先道路が変わりましたよというのをきちっと表示をして、何らかの工夫をしておかないと重大事故が起きる可能性があるというのを指摘しておきたいと思います。

長々と申し上げましたが、町も今民民事業で進められているのでなかなか行政としての高度な判断が必要というのもわかります。やはり住民が安心して生活できる環境の保持というものは行政責任としてこれからもぜひ注力を注いでいただきたいと思っております。

答弁は結構であります。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで道林清隆議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

10時45分から再開いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、森若 巖議員の発言を許します。

森若 巖議員。

○6番（森若 巖君） 本日は3点ほど質問させていただきます。

まず、第1点目、入札のあり方について。

12月議会でこの件について質問しましたが、いま一つ納得がいかなかったので再度質問します。

先日、我が家を整理しておりますと旧3町の合併した当時の資料が出てき、その中に町が発注した工事の入札の資料があり、その資料では入札案内をした業者の方はほとんどの方が入札に参加され、落札利率も今とは比べ物にならないぐらい低い落札率で落札されており、指名競争入札の原理が働いています。いつごろからかわかりませんが、入札案内をしてもひどいときには2社で入札を行っております。名ばかり入札のような、このような状態になっておりますが、これはいつごろからなったのかお伺いしたいと思います。

また、この前指摘した工事にしても、入札は適正であり、違和感を持っていないとの答弁であり、落札率100%工事も数件あるとのことでしたが、私の集めた資料の中にありませんので、済みませんがその数件の事業名を伺いたい。

また次に、このような名ばかり入札を改善するには、どのような方法が考えられるかも伺います。

また、この工事に関して11月2日に工期に間に合わせるために、盛り土を建設残土から購入土に変更するために700万円の予算を計上しましたが、何立米の購入土が必要と見積もったのかも伺いたい。

それと、私はわかるのですが一般町民に知らしめるために、仮に町が1,000万円で発注した事業を建築物の場合は、間接工事費は事業費の何%か。土木工事の場合は何%か、それもあわせて伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（望月邦彦君） 森若議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、ご質問1点目の合併した当時はほとんどの業者が入札に参加され、落札率も今とは比べ物にならないぐらい低落札率であったということについてでございますが、合併した当時は業者数につきましてまちの主な発注事業である土木建築業の町内の登録社数が31社ございまして、内訳は大崎地区が18社、東野地区が7社、木江地区が6社ございました。現在は町全体で13社で、内訳は、大崎地区が9社、東野地区が2社、木江地区が2社となっております。落札率につきましては、合併当時は最低制限価格の率が75%程度ございましたが、その後平成22年にダンピング防止と品質の確保、施工業者の経営状況及び従業者の労働条件の悪化を防ぎ建設業の育成を図るとの観点から、中央公共工事

契約制度運用連絡協議会のモデルを準用し、最低制限価格を設定しております。この率が85%程度の率となっております。

これらが入札参加業者数の減、落札率上昇の要因でないかと考えております。

また、落札率が100%の事業名でございますが、本年度を含めました過去5年間に入札を執行いたしました工事関連事業では、平成30年度が町道大串大西3号線改良工事の1件、平成28年度が東部冠水白水ポンプ所導入管布設工事の1件、平成26年度が町道維持修繕業務木江地区及び農道維持修繕補修業務木江地区の2件でございます。

ご質問2点目の入札を改善する方法についてでございますが、価格だけでなく技術や品質を含めた評価のもとでの健全な競争が行われるよう、抜本的に入札契約方式の改革を促進することは必要であると考えております。

今後の本町における入札、契約の状況を注視するとともに他自治体の状況、動向等も勘案しつつ予定価格を事後公表に変更するなど、必要に応じて制度の見直しを検討してまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 引き続き、700万円の予算計上をした工事請負についてお答えいたします。

内訳としては、購入土1,800立米と現道のすりつけ舗装200平米、それからポンプ場におりる取り付け道路舗装150平米をあわせて700万円として変更をしております。

それから、町の発注事業について設計価格ベースで申しますと、直接工事費と間接工事費の比率については、建築工事の改修工事で65.3対34.7、それから土木の道路改良工事では、直接工事費と間接工事費の比率は55.1対44.9となっております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 今、課長は30年度はこの大串と大西線の1件だけと言われましたけど、前回12月の答弁のときにはほかにも数件あると言いましたが、そのときには間違えだったんだな。30年度にはまだほかにもありますかと僕は聞きました。そうすると、課長はほかにも30年度数件ありますと言われました。そして、改めて資料を見ました。そうすると、30年度にはありませんでした。今言いましたようにほかの年度にはあります。それは僕もここにあるんでわかります。じゃけん、答弁するときには紛らわしい

答弁はしないようにしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 答弁は。

○6番（森若 巖君） 答弁は要りません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 次に、2点目についてお伺いします。

小型合併浄化槽について。

我が町には、集落排水及び公共下水道が旧木江地区の一部及び旧大崎地区に整備されていますが、旧東野地区、旧木江地区の一部には整備されておられませんので、町としては補助金を出して小型合併浄化槽の設置を進めていますが、今現在どのぐらい設置されているのか、まず伺いたい。

また、町の補助金を受けずに無届けで設置されているものがあると思いますが、その数も把握しているのか伺いたい。

昨年の7月豪雨の後、担当課長に対してこのような浄化槽があるかということ指摘し、どのような対応をするのかと書面での返答を求めましたが返答がなく、12月議会が終わった後で再度求めましたが、年末で忙しいので年明けにしてほしいとのことでしたが、1月が終わり、2月が終わり、3月の声を聞いても返答はありませんでした。どうしたのかなと言いたい。いつごろ提出するのかはっきりした答弁をいただきたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（水下 泉君） 森若議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の浄化槽の設置数ですけれども、単独浄化槽、小型合併浄化槽、合わせて1,108基設置されております。

次に、無届けで設置されている浄化槽の数についてですけれども、把握のほうはしておりません。

3点目ですけれども、検査の受検等適切な管理をしてない場合には適切な管理をしていただくように指導していくというふうな旨のお話はさせていただいたところではありますけれども、明確な回答をしておりません。申しわけございません。無届けについての把握については大変困難なので、適正な管理がされるように広報等で啓発のほうに十分努めさせていただくようにします。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 今、担当課長が無届けの分については把握しておりませんと言われましたが、それは当然だと思います。たまたま自分はこのような仕事をしておりますから、あるときにこうこうで相談を受けました。そうすると私が町が助成金を出しておりますから申請したらいいのではないですかと言いますと、その方はお金が余分があったのかどうかもわかりませんが、町の補助金をいただきますとその後ろもろいろんな制約がありますから私としてはその申請をするつもりはありませんでしたということですから、課長が言われますように把握できないのは当然です。この答えわかっとして質問聞いたんです。それと今言いましたように単独槽の場合は、うちの場合にはかなりあります。その前に、単独槽も維持管理というものに対しては責任があるかどうかもお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（水下 泉君） 今現在は合併槽といっても昔からの単独の浄化槽というのは既になくなっておりまして、全て合併槽になっております。単独の浄化槽につきましても、維持管理、検査については必要でございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 今、課長は単独槽の場合にも維持管理責任はあると言われましたが、私が知っている分の中にはこの10年以上余って維持管理行き届いてないものが何件かあります。そのような場合には、保健衛生課としてはどのような対応をとられるのか、その点をお伺いしたい。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（水下 泉君） 先ほどもちょっとお答えいたしましたように、検査等受検をしていただいて適正な管理をしていただくように指導のほうをしてまいるというふうなことでの対応しかございません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） いや、そうしてもらわないと、今言いますように管理が悪かった、近くの方そのまま側溝に流されたり河川に流すと、そうすると皆さんに迷惑かけます。もう少し強く強く指導してもらえるようにお願いします。なお、それが案件がわからないのでしたら私のほうで名前を出しても構いませんけど、課長どうです。相談しに来ますか。何でも教えてあげますよ。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（水下 泉君） また、ご相談のほうさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） それでは、この件について終わります。

3点目、事業費のあり方について。

先般、重水消防署屯所の整備について少し世間一般の金額とかけ離れていると指摘しましたが、このたびまた性懲りもなくある消防屯所のトイレ増築13平米、約4坪の費用として607万2,000円の事業費を計上して、坪当たり単価にすると151万8千円。また、旧木江幼稚園職員室増築及び外壁、内装の改修工事に6,270万円を計上し、職員室増築約20平米で費用は約2,000万円ぐらいかかるとのこと、これはこの前の全協のときに課長より説明を受けました。そのときに、これを単純に割ってみますと1平米当たり100万円です。坪単価にすると330万円もします。外壁の改修、これは450平米で400万円ぐらいとのことでした。これも1平米当たりになると約9,000円です。なお、内装の改修430平米と外構工事の費用はわかりませんでした。

このような積算金額を世間一般の方が理解すると思うか、その点だけを伺いたい。いろいろ前口上は要りませんので、お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（望月邦彦君） 前段のご質問の岩白の消防屯所のトイレ増築工事につきましては、概算見積額については適正であると考えております。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（石田修次君） 幼稚園の改修の概要といたしまして、職員室の増築工事としては鉄筋コンクリートづくりと同様なづくりの実績単価で積算し、外壁、内装改修では、内装の劣化等による補修や外壁は外装資材の吹きつけとひび割れ等の補修を含めて積算しております。また、外構工事においては、遊具、フェンス、倉庫撤去や樹木の撤去等を計上して積算し、諸経費等については国土交通大臣の公共建設工事共通基準の積算基準に従って積算している状況です。積算全体においては、立地条件や児童の安全面も考慮して公共建設工事と同様な実績での概算の見積もりでしてあります。実施設計に当たっては、今年度31年度なんですけども、内容を精査して執行していきたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 先日、今言いましたトイレの増築をされる現場に行きまして確認したんです。そうすると、裏が急傾斜なんですね。急傾斜がある場合は、私の記憶の範囲では新たな構築物はできないと思います。その点をはっきりと確認した上でこの消防屯所の増築を計画したのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（望月邦彦君） 森若議員のご指摘いただきましたとおり、今回計画しております岩白消防屯所は大楡地区急傾斜地崩壊危険区域内にございまして増築をするには急傾斜地崩壊危険区域内制限行為の許可を得る必要はございます。この件につきましては、広島県西部建設事務所管理課のほうに問い合わせ、今回の岩白消防屯所増築工事の概要を説明し、許可に該当できる案件であるとの回答を得ております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） そうすると、何かあったときには役場として責任が当然持ちますね。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（望月邦彦君） 法律の定めに従いまして計画を進めてまいります。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 私が言うのはその責任じゃなくて、何か急傾斜地がありますと、裏に。そうすると、一応県のほうから許可を得ましたと言われましたけど、何か事故があった場合には行政としての責任はありますねでそのところをはっきりと確認したんです。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（望月邦彦君） あることになろうかと思います。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） わかりました。前向きな答えもらえたので、これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（信谷俊樹君） これで森若 巖議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

11時15分に全員協議会開きますので、移動をお願いいたします。

午前11時04分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、議案第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦及び委嘱については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長は法務大臣に対し人権擁護を目的とし、町議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦し、法務大臣が委嘱することとなっております。

本案は、平成31年6月30日で任期満了となる人権擁護委員大政昭仁氏を引き続き候補者として推薦するものでございます。大政氏は、人権識見が高く、平素より社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解があり、中立かつ公正な立場を堅持し、社会奉仕の精神をもって地域社会に密着した人権擁護活動ができる方であると考えております。

慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたし

ます。

お諮りします。

本案は大政昭仁氏を適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては大政昭仁氏を適任とすることに決定いたしました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、議案第3号大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第3号大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町職員の給与に関する条例別表第2の一部について改正を行うものでございます。改正の内容は、町立幼稚園の統合に伴う職種の見直しにより別表内に等級別基準職務表の職務の級、5級及び6級の標準的な職務として園長を加えるものでございます。あわせて、総務省からの通知に基づき別表第2中の不明確な表現の削除を行っております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

越田議員。

○2番（越田賢一君） これ、園長という文言を追加するということですが、園長でちょっとよろしいんですかね。例えば、幼稚園長とかそういうふうなことではなくて園長でよろしいんですか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（望月邦彦君） 園長で適正だと考えております。

○2番（越田賢一君） わかりました。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はございませんか。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 済いません。5級と6級の違い、この表の中では高度の見識または経験を必要とするというような文言があるわけですが、これについてはどのようなことが該当するんですか。ちょっと教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（望月邦彦君） 1の給料表のところで課長職に上がったものは一度5級職を経て6級職になるということになっておりますので、5級職、6級職のところに園長を加えるものでございます。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） ですから、その高度の知識または経験を必要とするというのが5級と6級の違いになってるんですね、表の中では。この高度な知識または経験というのが何に該当するのかっていうことを教えていただきたいんですが。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（望月邦彦君） 経験年数だと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員、いいんです。答弁は要りませんね。

○3番（閑田大祐君） はい。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第3号大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり決

定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、議案第4号大崎上島町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第4号大崎上島町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を大崎上島町認知症総合支援事業実施要項第4条に規定する認知症地域支援推進員の日額報酬を9,920円と定め、加えるものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

前田議員。

○8番（前田 太君） 確認のためにお伺いします。

生活支援コーディネーターになる人というのはどのような資格、見識をお持ちの人でしょうか。お答えください。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 特に資格は要しませんが、そのための研修に行っていました。

○8番（前田 太君） はい、了解です。

○議長（信谷俊樹君） いいです。

○8番（前田 太君） はい。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第4号大崎上島町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第5、議案第5号大崎上島町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第5号大崎上島町税条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、本町の税条例と国が示す市町村税条例の令を比較精査した結果、規定内容に相違等のある箇所について一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（石本五十鈴君） 大崎上島町税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本町の税条例と国が示す市町村税条例の令について、条、項、号の重複及び別表の脱落、本則での名称と別表の名称及び見出しとその条文内容の一致、条文中にある法令、例規の引用条項の正誤、その他句読点について法令に従った慣例的な使い方などの比較精査を行った結果、規定内容等の相違点及び法制執務上の問題がある箇所について所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第5号大崎上島町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第6、議案第6号大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第6号大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日に施行され、国民健康保険は平成30年度から都道府県が保険者に加わり、財政運営の責任主体となり、同一の所得水準、世帯構成であれば県内どこに住んでも同一の保険税となるよう6年間の激変緩和措置期間を設けて将来的に統一の保険税率を目指しているため、平成31年度においても税率の改正を行うものでございます。

なお、市町は県が保険給付費の推計額から算出した保険税の必要総額を事業納付金として納める必要があるため、これに見合う税率といたしております。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（石本五十鈴君） 大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の詳細についてご説明申し上げます。

平成30年度からの国民健康保険においては、県は安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、市町村は引き続き資格管理、保険給付、保険税の決定、保険事業等地域におけるきめ細かい事業を担っております。平成30年度からの県単位化においては、県に設置する国保特別会計と市町に設置する国保特別会計の2階建て構造となり、県内市町が支え合う仕組みとなり、県は国から示された算定方法により、県全体の保険給付費の推計額から公費を除いた保険税の収納必要額にその他の費用を加算及び減算して調整した後、各市町の所得水準並びに被保険者数及び世帯数により案分した市町ごとに集まるべき保険税額と標準的な保険税率を決定しております。将来的に統一保険料を目指しておりますが、急な負担増とならないよう国から交付される公費等を活用し、6年間かけて徐々に緩やかな伸び率となるよう平成30年度から2023年度までの激変緩和期間が設けられており、平成31年度は2年目となります。このたび、県から決定されました集めるべき保険税額をもとに標準的な税率を参考に国の市税システムで算定した結果、税率の引き上げが必要となり、改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、医療保険分の所得割を0.6%上げ6.0%に、資産割を5.1%下げ23.3%に、均等割を1,100円上げ2万4,000円に、平等割を300円上げ1万6,500円に、後期高齢者支援分の所得割を0.2%上げ2.2%に、資産割を2.2%下げ8.4%に、均等割を100円上げ8,600円に、平等割は据え置きます。介護納付分の所得割を0.2%上げ1.2%に、資産割を0.8%下げ6.9%に、均等割を500円上げ6,400円に、平等割を200円上げ3,200円とするものでございます。

1人当たりの保険税並びに1世帯当たりの平均引き上げ率は4.69%となりますが、これは激変緩和措置を反映した保険税の収納必要額を被保険者数及び世帯数で割ったもので、被保険者個々の保険税が同様に増加するものではございません。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第6号大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第7、議案第7号大崎上島町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第7号大崎上島町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定め、放置自動車により生ずる支障を速やかに除去することにより、町民の安全な生活環境の保全及び地域の美観の保持を目的に条例を制定するものです。

主な内容は、本町は放置自動車の発生の防止の啓発に努め、町民は自動車の放置防止、または放置しようとする者に協力しないよう努める。

放置自動車に対しては、撤去の勧告、命令をすることができることとし、所有者不明の場合は告示等を行うことにより島外放置自動車を廃物認定し、処分等を行うことができる

とするものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

前田議員。

○8番（前田 太君） 放置自動車の処分、必ず費用がかかるというわけですがけれども、放置自動車の多くは所有者が確定できても所在不明であるとかいろいろな場合があると思います。その費用の回収というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 放置自動車の費用の回収については、できる限り調査をするということで、こちらでできる限り調査をして所有者を特定するという事に決まっておりますので、追っていける範囲を追って、所有者に費用の回収の通知をするということになっております。

○議長（信谷俊樹君） 前田議員。

○8番（前田 太君） その費用の回収の後にスクラップあるいは部品として売却するという事も含まれると考えてよろしいでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今の想定では廃物という認定でございますので、それをお金にかえるという考えは持っておりません。

○8番（前田 太君） はい、わかりました。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はございませんか。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 今の所有者に対する請求についてなんですけども、条文の中にはその旨がないわけなんですけども、これをどのように扱われるつもりでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 費用の請求については、第21条保管している自動車を引き取ろうとする所有者。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 済いません、ちょっと見落としてました。

それともう一点、これによって廃車に関する管理、町有地、例えばどこかの駐車場であるとかそういったところとか想定してるのかなと思うわけなんですけども、民地に放置されたものも該当するのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 町の管理すべき土地だけと解釈しております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 要は、港の駐車場であるとかそういったところのことが対象なんだろうと思うんですけども、例えば、町の景観であるとかそういったことのものも含めると考えますと、民地においても同様のことが言えるのかなと思うわけなんですけど、もちろん民地に置いてある個人の所有物ですから、それについて町が何らかの制限を設けるというのは非常に難しいのだろうとは思うんですけども、その辺のことは検討はされなかったのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今現在問題になっているのは、実際、港湾関係の車両の所有者が不明になってるとというのが一番皆さんの迷惑をしているのではないかとということで、公共の公共性に対して迷惑をしているということで想定をして条例を制定いたしました。

○議長（信谷俊樹君） 越田議員。

○2番（越田賢一君） ちょっとわからなかったんですけど、明確な判断基準というかこの放置自動車についてどれぐらいの期間をもって放置とされるのか、またそれを誰が判断するのか、その点を教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 放置の期間についても同様なんですけれども、誰が放置自動車と認定して、また廃物として認定するのかということなんですけれども、期間、それから物の質については、条例内で審議会を設置してその審議会の中で専門家も含め審議して決定することと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 越田議員。

○2番（越田賢一君） ということは、文書になってないというか明文化されてないということよろしいんですかね。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 条例第8条に審議会の設置ということで審議会を設置するこ

と、それから細かい部分については規則を定めて運用していくということで、廃物認定基準というものも今つくっておりますので、これで適正に運用していけると考えております。

○議長（信谷俊樹君） 越田議員。

○2番（越田賢一君） その審議会の部分はわかりましたけども、この放置自動車というのは多分住民からの苦情等、そういうふうな部分が多分大きなウエートを占めると思います。よって、情報の収集とかそういうのは、建設課のほうが窓口となって積極的に情報を集めるというふうな解釈でよろしいんですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 建設課が中心にということにはならないと思ってます。各所管している施設、所管課がありますので、そこで問題になっているものはその所管課が点検していくと、今思っております。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 現状で今公有地のどの場所にどの程度あるのを把握されとってですか、お伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今建設課として放置自動車と思っているのは、5年以上放置しているもので7台がございます。一部移動はしておりますけれども、白水のほうに今置いております。

○議長（信谷俊樹君） いいです。

○1番（尾尻康二君） はい。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はございませんか。

道林議員。

○10番（道林清隆君） この条例案では、目的達成のため、先ほどもちょっと質問出ましたが、公共の場所に限定しているわけですね。ですから、町内の土地というと公共の場所よりはるかに民地のほう広いんですが、目的達成がこの条例案で要するに安全な生活環境の保全、地域の美観の保持、これが達成できるのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） おっしゃるとおり民地のほうが大部分を占めております。た

だ、民地についてはその土地の所有者の方に対応していただくという形で考えており、町有地について対応していくという趣旨で条例を制定してるものでございます。

○議長（信谷俊樹君） 道林議員。

○10番（道林清隆君） ということは、民地にある場合はもう町は関与しないということ、そういうふうに理解しとってよろしいのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 最終的な決定権はないのかなとは思っておりますけれども、その相談には乗ってまいります。

○議長（信谷俊樹君） よろしいです。

○10番（道林清隆君） はい。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第7号大崎上島町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第8、議案第8号大崎上島町産業振興施設の設置及び管理に関する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第8号大崎上島町産業振興施設の設置及び管理に関する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町の農林水産業の振興の場として活用するとともに、農林水産業従事者の経営の安定化を図るため、大崎上島町産業振興施設の設置及び管理条例を定めるものでございます。

主な内容は、設置位置、中野4947番地7とし、軽量鉄骨構造平家建て、延べ面積約63平方メートル、公衆トイレ1基、流し台1台を設置し、施設の使用時間及び休所日については施行規則にて定めることとし、また指定管理ができる条項を定めております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第8号大崎上島町産業振興施設の設置及び管理に関する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第9、議案第31号大崎上島三町新町建設計画の一部を変更することについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第31号大崎上島三町新町建設計画の一部を変更することについて提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島三町新町建設計画の一部を変更したいので、市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定により、なおその効力を有するとされる同法第5条第7項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

主な内容といたしましては、計画の期間を平成35年度まで5年間延長いたし、合併特例債を有効に活用するため庁舎等整備事業を計画に追加するものでございます。

詳細については、総務企画課長より説明を申し上げます。

慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（望月邦彦君） 大崎上島三町新町建設計画の一部を変更することについて詳細説明を申し上げます。

計画期間の変更についてでございますが、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が平成30年4月25日に公布、同日施行されたことにより合併特例債の発行可能期間が5年間延長されましたので、大崎上島三町新町建設計画1章1の3計画策定の方針3で定めております計画の期間を現行の平成15年度から平成30年度までの16年間を、平成15年度から平成35年度までの21年間に改めるものでございます。

追加する事業といたしましては、5章の表4で新町において重点的に行う事業の施策、災機能の強化に庁舎等整備事業を追加し、災害時に防災拠点となる本庁舎、大崎、木江支所庁舎の改修等について合併特例債を活用できるよう変更するものでございます。

あわせて、7章の財政計画の歳入、歳出の表について、平成31年度から平成35年度までの計画額を追加しております。なお、計画の変更に係る広島県との協議につきましては、平成31年2月19日付で異議のない旨の回答を得ております。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第31号大崎上島三町新町建設計画の一部を変更することについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第10、議案第32号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第32号公の施設の指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものでございます。本町において指定管理者の指定をしている施設の大半は今年度末に指定の期間が終了することから一括して上程いたしております。

対象となる公の施設は別表の49施設であり、各施設における指定管理者の選定に当たっては公募のほか、効果的かつ効率的な管理運営を行うため、町の施策に沿う公共的団体や地元組織等を選定し指定管理者とすることとしております。指定の期間は49施設とも平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間としております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第32号公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

15日も9時から開会いたします。

午後1時34分 散会